

与論町立 那間小学校



令和8年 4月

【目 次】

	鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって・・・・・・・・・・	2
	はじめに（与論町いじめ防止基本方針より）・・・・・・・・・・	3
I	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・	4
II	いじめの未然防止について・・・・・・・・・・	6
III	いじめの早期発見について・・・・・・・・・・	7
IV	いじめへの対応について・・・・・・・・・・	7
V	教職員の資質向上について・・・・・・・・・・	10
VI	家庭、地域、関係機関との連携について・・・・・・・・・・	10
VII	重大事案への対処について・・・・・・・・・・	11
VIII	年間計画について・・・・・・・・・・	13

鹿児島県いじめ防止基本方針の改定にあたって

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもある。子供たちの規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性は、時代を超えて大切に学んでいかなければならない。技術革新や国際化などによりこれからの社会が加速度的に変化する状況にあると言われるからこそ、変化の激しい社会を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、豊かな心などを育む教育の推進はますます重要になると考える。

こうした中、いじめの未然防止や早期発見・早期解消といったいじめ問題への対応は、本県教育にとって最重要課題の一つである。各学校においては、引き続き、軽微と思われることでも積極的に把握し「1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、児童生徒に対して適切な対応を取ることが求められる。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されてから3年が経過し、平成29年3月には、文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われた。本県の基本方針も平成26年3月の策定から3年が経過し、各学校での慎重かつ丁寧な実践が積み重ねられる一方で、学校における対応や関係機関等との連携などの面での課題も出てきた。

今回の改定は、こうした国の基本方針の見直しや本県におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針や各地域、学校における方針を踏まえ、各教育委員会と学校が一丸となって保護者や外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組が進められることを期待したい。

平成29年10月 鹿児島県

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題である。平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、平成29年3月には、文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しを行い、平成29年10月には、「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定が行われた。

与論町では、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、町ぐるみでいじめ問題の克服に取り組むよう、法第11条第2項の規定を参考とし、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための町の方針として、平成29年5月に「与論町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定した。

策定から3年が経過した今も、いじめ問題は社会が解決すべき重要な課題であり続けているだけでなく、いじめの様態は複雑化の一途をたどっている。与論町においては、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消に向けて、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携を一層強固なものにしていくため、国・県の改定を踏まえ、このたび、町の基本方針を改定する。

与論町いじめ防止基本方針

令和2年11月

与論町教育委員会

I いじめの防止等のために対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめは、どの児童生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、いじめは決して許されない行為であることの理解を全ての児童に対して促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていかねばならない。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対応できる力も育てていく必要がある。加えて、いじめの防止等対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ解消の定義

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか本人及び保護者への面談等で確認する。

平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改訂平成29年3月14日

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置

家庭・地域との連携

- PTA
- 人権擁護委員
- 民生委員
- 児童委員
- 子ども会育成会長

【いじめ対策委員会】

◆組織構成

校長，教頭，生徒指導主任，関係学級担任，養護教諭

◆役割

いじめ対策委員会は、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する基盤となる。いじめであるか否かの判断も含め、組織に報告・相談することを原則とし、組織で対応する。集められた情報は、確実に集約・共有化を図るものとする。

関係機関との連携

- 与論町教育委員会
- 町内各小中学校
- SC、SSW など

II いじめの未然防止について

ア 全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめとは何か」ということや、「いじめは決して許されない行為である」ということへの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。そのために、教職員が主体となった「居場所づくり」と児童生徒が主体となった「絆づくり」を推進する。
- 「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりを進める。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- 特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
 - ・ 性同一性障害や、本人の性的指向・性自認（性別に関する自己意識）に配慮が必要な児童
 - ・ 本人または家族が新型コロナウイルス感染症等の陽性者や濃厚接触者となった児童、及び、家族が新型コロナウイルス感染症等に係る医療従事者である児童

イ 学校の取組

- 全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりに努める。
 - ・ 定期的な「学校生活アンケート」の実施
- 情報の共有・理解
 - ・ 毎週月曜日の「子どもを語る日」の実施
- 日頃から、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
 - ・ 個別の教育相談の実施（児童・保護者）11月、2月
 - ・ 相談しやすい体制づくり
- 地域や関係機関との連携を図る。
 - ・ SC や SSW との連携（随時、毎月1回、年3回の定期相談）

Ⅲ いじめの早期発見について

ア 早期発見に向けて

- 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- 児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的、客観的に把握するために、「学校 楽しいーと」等の質問紙を活用する。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確実に関わりをもつ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有していることを踏まえ、アンケート調査や個人面談等から、早期発見に努める。

イ 学校の取組

- 定期的な「学校生活アンケート」や教育相談（個人面談）の実施等により、児童がSOSを発信しやすい（いじめを訴え・相談しやすい）体制を整える。
- 児童からの相談に対しては、必ず迅速に対応し、組織で対応する。また、当該保護者と連携を取る。
- 月2回の「子どもを語る会」の時間において、各学級の児童の様子を話題にあげ、教職員での情報の共有や共通理解を図る。
- 地域や家庭と連携して児童生徒を見守る。

Ⅳ いじめが確認された場合の対応

ア いじめが確認された場合の対応

- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用した、組織的な対応を行う。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を直ちに確保するとともに、当該児童生徒の保護者と連携を取る。
- いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、当該児童生徒の保護者と連携を図り、適切に指導する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等と連携して対応する。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、事案に応じ関係機関と連携する。

イ 学校の体制整備

- 日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制を整える。
- 学校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校におけるいじめの防止等の対策組織に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項の規定に違反し得ることについて、理解を深めておく。

- いじめが解消されているかを確認する際は、被害児童生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態とは、次の 2 つの要件が同時に満たされていることを指す。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

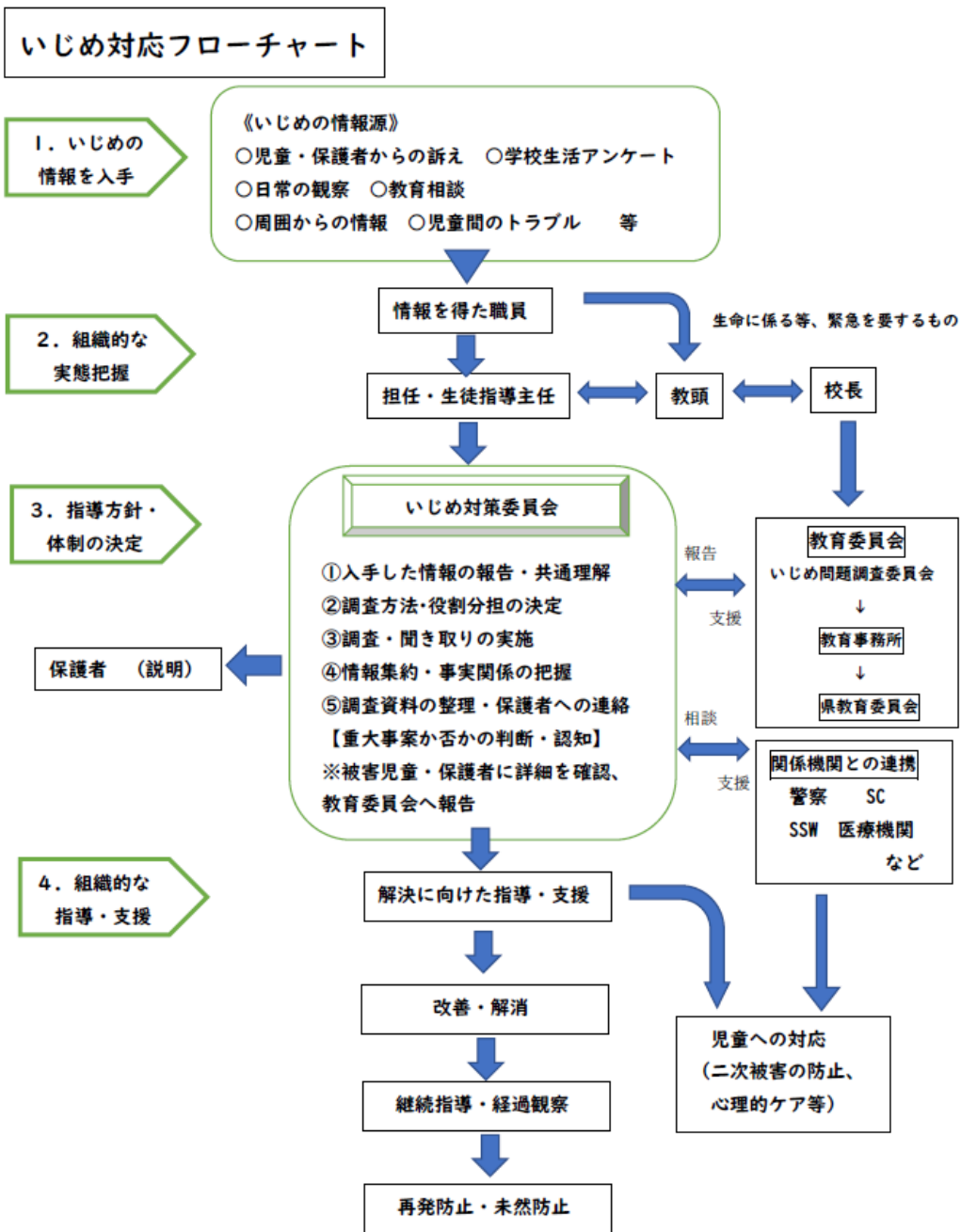
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省から）

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を注意深く観察する必要がある。



V 教職員の資質の向上

1 教職員の資質向上の必要性

- いじめ問題の解決には、教職員一人一人の力量に期するところが極めて大きいことから、研修等を通して資質向上を図る必要がある。
- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な処置を行うため、いじめの問題への対処の在り方（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、報告・連絡・相談、関係機関との連携）について、理解を深めておく必要がある。

2 学校の体制の整備

- 教職員いじめの問題に対して、態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の校内研修会を複数回もつなど、機会を充実させる。
- 心理や福祉の専門家を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修等を充実させる。

VI 家庭、地域、関係機関との連携について

1 家庭との連携

- 学期はじめや学期途中で「学校いじめ防止基本方針」を分かりやすく伝えたり、ホームページ等に掲載したりする。
- 「心の教育の日」を設定し、道徳の授業参観を設定したり、家庭教育学級で、いじめに関する研修会を開催したり、家庭と連携した対策を推進する。

2 地域との連携

- 学校運営協議会で PTA や地域の関係団体等と学校関係者が取組について情報を共有し、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、地域と家庭が組織的に連携・共同できる体制を構築する。

3 関係機関との連携

- 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、福祉センター、医療機関等）と適切に連携する。
- 警察や児童相談所など、日頃から関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。
- 法務局など、学校以外の相談窓口を保護者・児童へ周知する。

Ⅶ 重大事案への対処について

1 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

○ 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神症の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 緊急対応について

- 重大事態を認知した場合、学校は教育委員会を通じて直ちに町長へ報告する。
- 調査は、町教育委員会と連携して全校体制で対応する。

2 学校における調査

因果関係の特定を急ぐあまりに主観的な調査に陥らぬよう、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

対象保護者や児童が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで・誰が・何を・どのように（態様）
- ・なぜ（いじめを生んだ背景事情、人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

いじめられた児童から聞き取りが可能な場合

- 聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行う。また、インターネット上でのプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも注意する。
- ・いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・情報を提供してくれた児童保護者の安全を確保する。
- ・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を行う。

いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合

- 意識不明等の病状や死亡により、聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を聴取し、協議し、調査に着手する。
- ・調査は、調査委員会・町教育委員会・学校が連携して実施する。
- ・児童の自殺に直面した保護者の心情は揺れ動くことも多いため、定期的な関わりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添う。
- ※調査の在り方については、「子どもの自殺が起きた時の背景指針平成26年7月」を参考にする。

3 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して。事実関係等のほかの必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明する。

調査結果については、町教育委員会及び町長に報告する。その際、調査の結果を踏まえて、いじめを受けた児童または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

4 その他留意事項

(1) 心のケア

- いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

(2) 調査に当たっての説明等

- いじめられた児童及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告するように努める。

(3) 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

(4) 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を一本化して、町教育委員会と連携を図りながら対応する。

VIII 年間計画について

月	計画及び評価	児童に関わること (教科・行事等)	職員に関わること (研修・検証等)
4	<ul style="list-style-type: none"> 年間及び1学期の活動計画の検討 情報モラルの啓発 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間 学校生活アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 年間の活動計画の確認 自己肯定感・自己有用感の育成 アンケートの集計と対応 家庭訪問での聞き取り SOS の出し方に関する研修
5		<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート調査 SOS の出し方 (学活6年) 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応
6		<ul style="list-style-type: none"> 人権のめあて 学校栄勝アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応
7	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの生活指導 (情報モラル等フィルタリング 啓発) 1学期の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ネット利用実態調査 学校生活アンケート調査 学期振り返りアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応
8	<ul style="list-style-type: none"> 人権同和問題強調月間 啓発 		<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する職員研修 校外研修参加
9	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラルの啓発 2学期の計画 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間 学校生活アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応
10		<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応
11	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 校内人権週間 道徳授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> 人権標語募集 心の教育の日道徳授業参観 学校生活アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応 心の教育の日道徳授業参観
12	<ul style="list-style-type: none"> 人権集会 冬休みの生活指導 (情報モラルフィルタリング 啓発) 2学期の反省 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート調査 学期振り返りアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラルの啓発 3学期の計画 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 3学期の計画 アンケートの集計と対応
2	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート調査・報告 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの集計と対応 ゲートキーパー養成研修
3	<ul style="list-style-type: none"> 次年度活動計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート調査・報告 学期振り返りアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 年間の反省と次年度への引き継ぎ アンケートの集計と対応